

令和 3 年 2 月 2 4 日

函館市教育委員会

教育長 辻 俊行 様

函館市文化財保護審議会

会 長 上平 幸好

旧ロシア領事館に関する建議書

当審議会では、旧ロシア領事館が昭和 54 年に市指定文化財の指定候補とされて以降、断続的に審議をしてきたところではありますが、平成 20 年度に活用方法が決定するまで一旦、審議を休止しておりました。

この間、平成 26 年 8 月の審議会で、指定候補として再度検討する提案がありました。が、継続審議案件の協議に時間が割かれたため議題とはならず、その後、令和 2 年 10 月 19 日に開催した審議会で、市民団体から当審議会に対し、旧ロシア領事館の文化財指定を求める要望書が提出されたことの報告があり、審議会で協議した結果、旧ロシア領事館の文化財的価値について、資料等を調査し、協議することとしました。

同年 11 月には委員による現地調査と審議会を、今年 1 月には建築専門分野の委員を中心に現地調査や意見交換を行って資料を取りまとめ、去る 1 月 21 日に開催した審議会で、集中的な協議をしました。

その後、委員間で資料の調整を行い、下記のとおり取りまとめましたので、文化財保護法第 190 条第 3 項並びに函館市文化財保護条例第 18 条第 2 項にもとづき建議いたします。

記

1 旧ロシア領事館建物調査票

別添 1 のとおり

2 建議

旧ロシア領事館は、市指定文化財相当の価値が認められる。

3 付記

審議会における協議では、別添 2 のとおりの意見があったことを付記いたします。